



総社市告示第121号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び総社市税条例（平成17年条例第53号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年7月19日付け総社市告示第91号において別途告示で定めることとしている期日のうち、倉敷市真備町に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等については、平成30年12月25日とする。

ただし、個人の市民税（普通徴収）の納付に係るものについては、その期限について、平成31年1月31日とする。

平成30年11月2日

総社市長 片岡 聡

